

令和5年12月 日

大津市議会議長

竹内基二様

提出者

八田憲児

竹内照夫

佐藤弘

杉浦智子

森川えりな

福永英晶

出町明美

谷祐治

中川哲也

伴孝昭

修正案の提出について

議案第128号 令和5年度大津市一般会計補正予算（第6号）

上記の議案に対する修正案を次のとおり地方自治法第115条の3及び大津市議会会議条例第10条の規定により提出します。

議案第128号 令和5年度大津市一般会計補正予算（第6号）の一部を次のように修正する。

第1表 歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

歳出中

「

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 626,304	千円 3,800	千円 630,104
	1 議会費	626,304	3,800	630,104
2 総務費		16,018,339	438,673	16,457,012
	1 総務管理費	13,377,240	334,027	13,711,267
	6 監査委員費	85,647	5,585	91,232
10 教育費		14,401,088	138,373	14,539,461
	1 教育総務費	2,291,704	17,545	2,309,249
歳出合計		130,238,805	2,110,686	132,349,491

」

を

「

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 626,304	千円 1,215	千円 627,519
	1 議会費	626,304	1,215	627,519
2 総務費		16,018,339	441,358	16,459,697
	1 総務管理費	13,377,240	336,803	13,714,043
	6 監査委員費	85,647	5,494	91,141

10 教育費		14,401,088	138,273	14,539,361
	1 教育総務費	2,291,704	17,445	2,309,149
歳出合計		130,238,805	2,110,686	132,349,491

」

に改める。

(提案理由)

コロナ禍の影響により社会経済活動が停滞する中、長期化する物価の高騰などにより多くの市民及び事業者がまだ困難に直面している現状の下では、市議会議員、市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当の額を引き上げるべきではないため

(参考)

議案第128号 令和5年度大津市一般会計補正予算(第6号)修正の説明書

令和5年度 大津市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書を次のとおり改める。

1 総括(歳出)中

「

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 議会費	626,304	3,800	630,104				3,800
2 総務費	16,018,339	438,673	16,457,012	△2,531	14,000	15,578	411,626
~~~~~							
10 教育費	14,401,088	138,373	14,539,461	2,450	74,600		61,323
歳出合計	130,238,805	2,110,686	132,349,491	437,593	94,700	14,841	1,563,552

」

を

「

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 議会費	626,304	1,215	627,519				1,215
2 総務費	16,018,339	441,358	16,459,697	△2,531	14,000	15,578	414,311
~~~~~							
10 教育費	14,401,088	138,273	14,539,361	2,450	74,600		61,223
歳出合計	130,238,805	2,110,686	132,349,491	437,593	94,700	14,841	1,563,552

」

に改める。

3歳出 款1 議会費 項1 議会費中

「

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 議会費	626,304	3,800	630,104		3,800	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 8 旅費	323 4,901 △ 1,340 △ 84	1 特別職給与費 △ 6,779 議会総務課 2 常勤職員給与費 (17人) 10,262 議会総務課 3 議会運営費 317 議会総務課
計	626,304	3,800	630,104		3,800			

」

を

「

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 議会費	626,304	1,215	627,519		1,215	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 8 旅費	323 4,901 △ 3,925 △ 84	1 特別職給与費 △ 9,364 議会総務課 2 常勤職員給与費 (17人) 10,262 議会総務課 3 議会運営費 317 議会総務課
計	626,304	1,215	627,519		1,215			

」

に改め、

款2 総務費 項1 総務管理費中

「

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	

1 一般管理費	450,616	12,462	463,078		12,462	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費	2,814 4,056 5,486 △ 33 139	1 特別職給与費 (3人) 356 秘書課 2 常勤職員給与費 (41人) 9,546 秘書課 総務課 行政改革推進課 契約検査課 行政管理室 3 一般行政推進費 △3,671 政策調整部 △1,147 秘書課 総務部 △2,524 総務課 契約検査課 4 コンプライアンス推進費 181 行政管理室 5 公共施設マネジメント推進費 1,057 建築課 6 会計年度任用職員雇用経費 4,993 総務課
18 公共施設等整備基金費	976,445	42,805	1,019,250		42,805	24 積立金	42,805	1 公共施設等整備基金積立金 42,805 財政課
計	13,377,240	334,027	13,711,267	26,609	307,418			

を

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 一般管理費	450,616	12,105	462,721		12,105	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費	2,814 4,056 5,147 △ 51 139	1 特別職給与費 (3人) △ 1 秘書課 2 常勤職員給与費 (41人) 9,546 秘書課 総務課 行政改革推進課 契約検査課 行政管理室

								3 一般行政推進費 △3,671 政策調整部 △1,147 秘書課 総務部 △2,524 総務課 契約検査課 4 コンプライアンス推進費 181 行政管理室 5 公共施設マネジメント推進費 1,057 建築課 6 会計年度任用職員雇用経費 4,993 総務課
18 公共施設等整備基金費	976,445	45,938	1,022,383		45,938	24 積立金	45,938	1 公共施設等整備基金積立金 45,938 財政課
計	13,377,240	336,803	13,714,043	26,609	310,194			

に改め、款 2 総務費 項 6 監査委員費中

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 監査委員費	73,647	5,585	79,232		5,585	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費	△ 2,286 4,533 3,424 △ 2 △ 84	1 特別職給与費 (1人) 75 監査委員事務局 2 常勤職員給与費 (8人) 8,366 監査委員事務局 3 監査事務経費 △ 2,856 監査委員事務局
計	85,647	5,585	91,232		5,585			

を

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 監査委員費	73,647	5,494	79,141		5,494	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費	△ 2,286 4,533 3,347 △ 16 △ 84	1 特別職給与費 (1人) △ 16 監査委員事務局 2 常勤職員給与費 (8人) 8,366 監査委員事務局 3 監査事務経費 △ 2,856 監査委員事務局
計	85,647	5,494	91,141		5,494			

に改め、款 10 教育費 項 1 教育総務費中

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 事務局費	715,101	7,870	722,971		7,870	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費	1,145 3,886 2,861 △ 12 △ 10	1 特別職給与費 (教育長) (1人) 83 教育総務課 2 常勤職員給与費 (21人) 6,688 教育総務課 3 事務局運営費 603 教育総務課 4 会計年度任用職員 雇用経費 496 教育総務課
計	2,291,704	17,545	2,309,249	272	17,273			

を

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	

2 事務局費	715,101	7,770	722,871		7,770	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費	1,145 3,886 2,766 △ 17 △ 10	1 特別職給与費 (教育長) △ 17 教育総務課 2 常勤職員給与費 (21人) 6,688 教育総務課 3 事務局運営費 603 教育総務課 4 会計年度任用職員 雇用経費 496 教育総務課
計	2,291,704	17,445	2,309,149	272	17,173			

に改める。

給与費明細書 1 特別職中

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合 計	備 考	
		報酬	給料	期末 手当	通勤 手当	その 他の 手当	計				
補 正 後	長 等	3		30,522	11,531	197	50	42,300	7,081	49,381	児童手当
	議 員	38	257,313		78,504			335,817	76,205	412,022	
	その 他の 特別 職	4,640	313,031	15,953	5,848	30		334,862	8,152	343,014	
	計	4,681	570,344	46,475	95,883	227	50	712,979	91,438	804,417	
比 較	長 等				339		50	389	△ 33	356	児童手当
	議 員	2			△6,779			△6,779		△6,779	
	その 他の 特別 職	△ 3			172			172	△ 14	158	
	計	△ 1			△6,268		50	△6,218	△ 47	△6,265	

を

「

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期 末 手 当	通 勤 手 当	そ の 他 の 手 当	計				
補 正 後	長 等	3		30,522	11,192	197	50	41,961	7,063	49,024	児童手当
	議 員	38	257,313		75,919			333,232	76,205	409,437	
	そ の 他 の 特 別 職	4,640	313,031	15,953	5,676	30		334,690	8,133	342,823	
	計	4,681	570,344	46,475	92,787	227	50	709,883	91,401	801,284	
~~~~~											
比 較	長 等						50	50	△ 51	△ 1	児童手当
	議 員	2			△9,364			△9,364		△9,364	
	そ の 他 の 特 別 職	△ 3							△ 33	△ 33	
	計	△ 1					50	△9,314	△ 84	△9,398	

」

に改める。

令和5年12月 日

大津市議会議長  
竹内基二様

提出者

八田憲児  
竹内照夫  
佐藤弘  
杉浦智子  
森川えりな  
福永英晶  
出町明美  
谷祐治  
中川哲也  
伴孝昭

#### 修正案の提出について

議案第142号 大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案に対する修正案を次のとおり地方自治法第115条の3及び大津市議会会議条例第10条の規定により提出します。

議案第142号 大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例の全部を修正する。

大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改める。

第2条 大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

コロナ禍の影響により社会経済活動が停滞する中、長期化する物価の高騰などにより多くの市民及び事業者がいまだ困難に直面している現状の下では、市長及び副市長の期末手当の額を引き上げるべきではないため

令和5年12月 日

大津市議会議長

竹内基二様

提出者

八田憲児

竹内照夫

佐藤弘

杉浦智子

森川えりな

福永英晶

出町明美

谷祐治

中川哲也

伴孝昭

#### 修正案の提出について

議案第143号 大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案に対する修正案を次のとおり地方自治法第115条の3及び大津市議会会議条例第10条の規定により提出します。

議案第143号 大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の全部を修正する。

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改める。

第2条 大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

コロナ禍の影響により社会経済活動が停滞する中、長期化する物価の高騰などにより多くの市民及び事業者がまだまだ困難に直面している現状の下では、公営企業管理者の期末手当の額を引き上げるべきではないため

令和5年12月 日

大津市議会議長  
竹内基二様

提出者

八田憲児  
竹内照夫  
佐藤弘  
杉浦智子  
森川えりな  
福永英晶  
出町明美  
谷祐治  
中川哲也  
伴孝昭

#### 修正案の提出について

議案第144号 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案に対する修正案を次のとおり地方自治法第115条の3及び大津市議会会議条例第10条の規定により提出します。

議案第144号 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の全部を修正する。

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改める。

第2条 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

コロナ禍の影響により社会経済活動が停滞する中、長期化する物価の高騰などにより多くの市民及び事業者がまだまだ困難に直面している現状の下では、教育長の期末手当の額を引き上げるべきではないため



令和5年12月 日

大津市議会議長

竹内基二様

提出者

八田憲児  
竹内照夫  
佐藤弘  
杉浦智子  
森川えりな  
福永英晶  
出町明美  
谷祐治  
中川哲也  
伴孝昭

#### 修正案の提出について

議案第145号 大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案に対する修正案を次のとおり地方自治法第115条の3及び大津市議会会議条例第10条の規定により提出します。

議案第145号 大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の全部を修正する。

大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例（昭和36年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の120」を「100分の125」に改める。

第2条 大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の125」を「100分の122.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

コロナ禍の影響により社会経済活動が停滞する中、長期化する物価の高騰などにより多くの市民及び事業者がまだ困難に直面している現状の下では、常勤の監査委員の期末手当の額を引き上げるべきではないため